

神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準
昭和 56 年 6 月 1 日 告示第 489 号

改正

平成 10 年 6 月 5 日告示第 483 号

平成 11 年 5 月 28 日告示第 552 号

平成 28 年 3 月 1 日告示第 71 号

神奈川県環境影響評価条例（昭和 55 年神奈川県条例第 36 号）第 8 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 29 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の規定により、事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準を次のとおり定め、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域は、当該実施計画書及び予測評価書案に係る法対象事業以外の対象事業の実施区域又は当該条例方法書及び条例準備書に係る法対象事業の実施されるべき区域、当該法対象事業以外の対象事業の実施区域又は当該法対象事業の実施されるべき区域の周囲 1 キロメートル（対象事業が、飛行場の建設に係る事業である場合、工場、事業場の建設に係る事業であつて当該対象事業の実施により建設される工場、事業場から排出される排出ガス量の合計が 1 時間当たり 4 万ノルマル立方メートル以上である場合、電気工作物の建設に係る事業であつて当該対象事業の実施により発電電気工作物（火力、地熱又は原子力を原動力として発電を行うものに限る。以下同じ。）を設置する場合、廃棄物処理施設の建設に係る事業であつて当該対象事業の実施により建設される廃棄物処理施設から排出される排出ガス量の合計が 1 時間当たり 4 万ノルマル立方メートル以上である場合及び工業団地の造成、土地区画整理事業、公有水面の埋立て又は宅地の造成に係る事業であつて当該対象事業の実施後の土地（当該対象事業以外の対象事業の用に供するものを除く。）に設置される工場、事業場その他これらに類する工作物から排出される排出ガス量の合計が 1 時間当たり 4 万ノルマル立方メートル以上である場合又は当該土地に発電電気工作物が設置される場合にあつては、3 キロメートル）の区域（以下「基礎となる区域」という。）を包含するように市町村の区域の境界、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項にいう市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界、海岸、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川若しくは同法第 100 条第 1 項の規定に基づき市町村長が指定した河川、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路又は線路敷（鉄道、地方鉄道又は軌道に係るものに限る。）によつて区画される地域、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する地域（条例方法書の内容について周知を図る必要がある地域に限る。）及び法第 15 条に規定する関係地域（条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域に限る。）（基礎となる区域が海域に及ぶ場合にあつては、当該海域に係る部分については、当該基礎となる区域）とする。

前 文（抄）（平成 10 年 6 月 5 日告示第 483 号）

平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成 11 年 5 月 28 日告示第 552 号）

平成 11 年 6 月 12 日から施行する。

前 文（抄）（平成 28 年 3 月 1 日告示第 71 号）

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。